

広島県告示第四百十七号

平成十六年広島県告示第千三百七十八号（広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等）の一部を次のように改正する。

令和四年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(略)	(略)	(略)	(略)
条例等	条項	条例等	条項
広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）	(略)	広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）	(略)
広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）	第十条第一項		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)